第3回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 資料4 (事務局作成)

議題3 来年度以降のフォーラムについて(案)

2022 年度以降のフォーラムについて、下記記載の理由から次のとおりとすることでいかがでしょうか。

- ① フォーラムは 2022 年度も引き続き設置すること。
- ② 2018 年度の設置以来、年度毎に新規に設置する形としてきましたが、来年度設置しましたら、再来年度からは、特段の廃止理由がない限り継続設置とする形に改めてはいかがかと考えております。
- ③ 継続設置とすることとした場合、今後、フォーラムの座長・副座長は2年を任期として 選任することとしてはいかがでしょうか。

ご異論がなければ、これらを踏まえ、来年度から適用する設置要綱(案)をご提案したいと 存じます。

なお、2021 年度フォーラムは本日をもちまして終了となりますが、各専門ワーキング・グループにつきましては、現在検討が継続中の段階にありますことから、来年度著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置までの間、昨年度の変わり目でお願いしましたのと同様、現メンバーにて可能な限り引き続きご検討をお願いすることでいかがでしょうか。

記

来年度も設置した方が良いと考える理由といたしましては、以下の諸点が考えられます。

- ・ガイドラインとして公表している改正著作権法第 35 条運用指針には、まだ継続検討とされている項目もあり、引き続きの検討が必要
- ・著作権法に基づく共通目的事業も 2022 年度から募集・実施されることとなります。これ に伴い普及啓発活動も具体化していくことが考えられます
- ・権利者側の教育機関向けライセンスも引き続き検討されております

また、継続設置とした方が良いと考える理由といたしましては、以下の諸点が考えられます。

- ・フォーラムの検討は2023年度以降も継続すると考えられること
- ・毎年委員全員の新規推薦手続きに2カ月以上かかるため、当該年度第1回目の開催が6月にずれ込んでしまうことが常態化しております。フォーラムを継続設置とさせていただき、 委員の方も特段の事情がなければ継続してご推薦いただくことができる形としておくことで、検討を切れ目なく行う体制とすることができるのではないかと考えております